

令和6年度 岩手県小学生バレーボール連盟公認審判員に関わる連絡事項

岩手県小学生バレーボール連盟
審判委員長 高橋 正泰

1 審判員の資格について

(1) 岩手県小学生連盟（以下、県小連）公認審判員

- ① 令和5年度に県小連公認審判員として活動し、正規の手続きを経て更新が認められた方は、令和6年度は更新条件を満たし且つ更新講習を受講し、登録を行うことで活動が認められる。
- ② 新規に県小連公認審判員資格所得を希望する方、及び、諸事情により資格継続できなかった方は、新規資格取得講習を受講し、登録を行うことで、審判員としての活動が認められる。

(2) その他

- JVA(日本協会)公認審判員、岩手県協会公認審判員は、それぞれ指定された手続きを行い、資格が継続していること。(どちらの資格でも県協会HPでの随行名簿確認ができること)

2 各チーム所属審判員の登録について

(1) 名簿提出（氏名の報告）について

- ① 資格取得・更新講習会申込時の『令和6年度 岩手県小学生バレーボール連盟 チーム所属公認審判員名簿 兼 審判講習会参加申込書』を、講習会終了後に最終名簿として期限までに主事松川宛にメールにて提出すること。(県小連公認、JVA公認、県協会公認すべて)
県小連公認資格者が事情により講習会を受講出来なかった場合、今年度は随行審判員とは認められませんのでご注意ください。
- ② 所属ブロックは、
「二戸・九戸」「岩手」「盛岡」「紫波」「花巻・上閉伊」「北上」「胆江」「一関」「気仙」
「宮古・下閉伊」のいずれかとなる。
- ③ 「登録番号」「県小連使用欄」は記入しないこと。

(2) 登録料の納入について

- ① 令和6年度の県小連公認審判員登録料は、講習会当日に県小連公認審判員登録料1人500円を、
更新の方 ⇒ 講習会受付時
新規の方 ⇒ 講習会終了後（合格の場合）
講習会受講料とは別に徴収させていただきます。
※ JVA公認、県協会公認審判員は、別に登録料を納めているので納入不要。

3 活動報告書等について

(1) 審判活動報告書について

- ① 審判員登録手続き後、審判委員会が確認し登録番号を付与するので記入しておくこと。

- ② 講習会前に地区大会等、今年度の審判活動を行った場合も遡って記入することが出来ます。ただし、審判委員長からの押印をもらうこと。
- ④ 令和6年度は全日本小学生大会県大会までに活動報告書に審判委員長の押印が確認できる「主・副各1回以上を行う」という条件を設けますので、各自・各チームの責任においてルール理解・取り扱い等十分に研修を積んでおくこと。

4 その他

- ① 一人の審判員の登録は1チームのみとする。(同一団体の男女チームでも、男子または女子いずれか一方のみにしか登録はできない)
- ② 各チームは県大会参加時には随行審判員を帯同していただきます。
- ③ 県小連公認審判員は18歳以上で、高校生は不可とする。
- ④ 県小連公認審判員の更新対象者であっても、令和5年度の審判活動報告が未提出の方は、改めて「資格取得講習会」を受講していただきます。